

	令和3年3月 農業委員会総会 (H.P.)
1. 開会日時 閉会日時	令和3年3月25日(木) 9時00分 令和3年3月25日(木) 10時00分
2. 場 所	川棚町中央公民館 1階 講習室
3. 農業委員	1番 2番 3番 4番 5番 6番 8番 9番 10番 11番 12番 (欠席 7番 13番) (遅刻 なし) (早退 なし)
4. 最適化推進委員	14番 16番 17番 18番 19番
5. 議事録署名人	5番 10番
6. 付議事件	第27号 農地法第5条の規定による許可申請について 第28号 農用地利用集積計画(一括方式)の決定について 第29号 農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断について
7. 報告事項	・行事報告及び予定について ・川棚町賃借料状況について ・川棚町春の農作業標準賃金について
8. その他	・「ながさき農業委員会1.1.1運動」について ・3月総会時における「農地パトロール」について

	<p>令和3年3月 農業委員会総会</p>
	<p>令和3年3月25日（木） 9時00分 川棚町農業委員会 中央公民館 1階 講習室</p>
事務局長	<p>ただいまから、令和3年度3月の農業委員会を開催します。</p> <p>「本日は ○○委員 ○○委員が欠席です。委員13名中11名の出席ですので、総会は成立している事をご報告します。 また本日は農地利用最適化推進員の皆様にも参加していただいています。」</p> <p>「それでは、開会に当たりまして、会長からご挨拶をお願いします。」</p>
会長	<p>(挨拶)</p> <p>「それでは報告事項の報告及び次回総会等の開催日の提案を事務局からお願いします。」</p>
事務局	<p>「それでは報告事項1番、3月の行事及び4月の予定についてご報告いたします。(各報告)」「現地調査を4月20日調査員に○○委員 ○○委員 ○○委員にお願いします。 総会を4月23日開催でご提案いたします。」</p>
会長	<p>「ただいま、事務局から次回の現地調査及び総会開催予定日の提案がありましたがいかがでしょうか。」</p>
全委員	<p>(異議なし)</p>
会長	<p>「それでは次回の現地調査の日程を4月20日、総会開催日を4月23日に予定したいと思います。」「次回の調査委員は○○委員、○○委員、○○委員としますのでよろしくお願いします。」</p>

会長	これより本日の会議を開きます。なお、議事に入ります前に議事録署名人を指名いたします。議事録署名人を ○○委員 ○○委員にお願いいたします。」
会長	「それでは、ただいまより議事に入ります。 「議案第30号 農地法第3条の規定による3条許可申請について審議を行います。事務局から説明をお願いします。」
事務局	1ページをお開き下さい。(議案朗読及び説明) 「農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。」
会長	「ただいま事務局から説明がありました、議案第30号、について質疑を行います。質疑等ございませんか。」 「現地調査はあっておりませんが、何か説明をお願いします。」
委員	「5番、○○です。○○○○さんの母親が、高齢の為田の耕作が出来ないという事と○○さんから自分も耕作は無理なのでどなたか探してもらいと言う相談を受けました。 ○○○さんが耕作を引き受けてくれると言うので今回の申請にいたりました。」
会長	「ここは、棚田まつりの会場になるところですね。 ほかに質疑など無いようですので、採決に移ります。 議案第30号、農地法第3条について許可することにご異議ございませんか。」
全委員	「異議なし」
会長	「異議なしと認めます。よって議案第30号 農地法第3条の許可申請については許可することに決定します。」 続きまして 「議案第31号 農用地利用集積計画の決定について審議を行います。事務局から議案の説明をお願いします。」

事務局	<p>10ページをお開き下さい。（議案説明）</p> <p>「以上の計画内容は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。」</p>
会長	<p>「ただいま事務局から説明がありました、議案第31号 農用地利用集積計画の決定について、質疑を受けたいと思います。」</p> <p>「質疑等ございませんか。」</p>
全委員	質疑なし
会長	<p>「質疑など無いようですので、採決に移ります。</p> <p>議案第31号、農用地利用集積計画の決定について許可することにご異議ございませんか。」</p>
全委員	「異議なし」
会長	<p>「異議なしと認めます。よって議案第31号、農用地利用集積計画については許可することに決定します。」</p>
会長	<p>続きまして 「議案第32号 農用地利用配分計画に対する意見聴取について審議行います。事務局から議案の説明をお願いします。」</p>
事務局	<p>総会資料の16ページをご覧下さい（議案説明）</p> <p>「川棚〇〇より農用地利用配分計画に対する意見聴取の要請が あっておりますが、この意見聴取願いは、すでに長崎県振興公社 の中間管理事業が集積権利設定していたもので、当日配布資料の 配分計画の解約が提出されている分に関連にしており、〇〇さん と中間管理機構との2筆が解約され、今回、総会資料の17ペー ジの〇〇さんと新規契約がなされます。」〇〇さんは、〇〇〇在住 で、そのままアスパラハウスを〇〇さんから継承し今回新規就農 を予定されている方です。」</p> <p>「この解約された配分を新規の方に配分する事の意見聴取とい</p>

事務局	<p>う事になります。」</p> <p>「詳細については以上のとおりであります。ご審議お願いします。」</p>
会長	<p>「それでは質疑にはいります。</p> <p>どなたかご意見お願いいいたします。」</p>
全委員	(意見が特になし)
会長	<p>「それでは意見もないようですので、議案第32号 農用地値利用配分計画に対する意見聴取については 特段問題のない事で決定する事で異議ございませんか。」</p>
全委員	「異議のなし」
会長	<p>「異議なしと認めます。よって協議事項1番 農用地利用配分計画については特段異議のない事で意見する事で決定します。」</p>
	<p>続きまして</p> <p>「議案第33号 実質化された人・農地プランの承認に関する意見聴取について議案とします。事務局から議案の説明をお願いします。」</p>
事務局	<p>総会資料の19ページをご覧下さい（議案説明）</p> <p>「総会資料別冊の議案33号関連資料をつけております。</p> <p>「この意見聴取は、川棚〇〇から依頼があったもので、人・農地プランの決定承認に関するものです。</p> <p>人・農地プランの策定については、地域農業の継続のための重要なファクターであるとのことから、その作成の課程に当たっては農業委員、農地利用推進委員も積極的に関わっていくと確認してきましたが、今回、コロナ感染症の関係で集落において十分な協議が出来ないため、実質化が終了した〇〇地区を含め、実質化されたプラン案を提示してある〇〇・〇〇地区、その他の〇〇、〇〇、〇〇、〇〇の5地区については中山間地域等直接支払い交付金の集落において作成した「集落戦略」を人・農地プランと見なして良いという事であるため、これらをそれぞれ実質化</p>

事務局	<p>された人・農地プランとして公表していく事としたいとのことから、農業委員会の意見を聴取するものです。「それぞれの計画の詳細については別添の関連資料に計画を添付しておりますので。ご審議お願いします。」</p> <p>今後この作成された人・農地プランを基本に地域農業を継続していく事になるかと思いますので十分な審議をお願いします。」</p>
会長	<p>「それでは質疑にはいります。 どなたかご意見お願いいたします。」</p>
会長	<p>「中山間地域を重点的に人・農地プランとして策定してありますし、むしろ中山間地直接払いでの活動ができるし、平坦地はどうするのかと言う事を考えないと、対象を外した、全体の農地に係わらない人・農地プランではないでしょうか。と考えるところもあります。その辺りはどう考えているのですか。」</p>
事務局	<p>「私もいきなり人・農地プランをしますと受取ったのですが、これを総会にかけて意見を聞くように言われたのですが、これをまとめて回答をしようとしている所です。実際の話、見て、集落戦略、中山間だけと言う事になると、すべての地区が中山間だといいのですが、先程言われた〇〇地区の方は該当しないところがあるとか、全体で計画が無い所があるのは実際にあります。」</p> <p>「ですから、そういう所を今年度までに実質化をせよと言う事で農林系も進めていたかと思います。このコロナで集落に入って説明会が出来ないといったことがあったので戦略を作つてここに提出したのが正直なところだと思います。先程、〇〇が言われたように農業委員会としては集落戦力では不足な部分は多々ありますので、うちとしてはもう少しほかの地域を含めた所で再度プランを作成してくださいと言う事でも良いのではないですか。」</p>
会長	<p>「これを頂いときには、これは中山間地だけに該当するようなものプランではないかと思いました。」</p>
事務局	<p>「全体を読むと中山間地だけの物とは思いませんが」</p>
推進委員	<p>「私は、中山間地に入って活動をしておりますが、中山間地の目的は組合があるから、組合で管理をする、せんば、と言うのが中</p>

推進委員	<p>山間地の意味で、私は〇〇地区ですが、その辺りも段々と作付けが高齢の為、出来なくなっている田んぼがあります。</p> <p>そういう所には中山間地交付金があり、このプランには何もいません。ある人は、〇〇の水田に交付金がある組合があればいいのにと話し合って湧き上がっている所です。先程、〇〇が言わされたように、バランスが取れないじゃないかとお話をされましたが、水田を持っているものにしてみれば、中山間地はいいなと思うわけです。何かの形で、交付金・補助金があれば借り手でもしようじゃないかと言う方が出てくるのではないでしょか。</p> <p>急にそんな話は無理でしょうが」</p>
事務局	<p>「中山間の以外の所は、多面的などの補助金等があつたりとしますが、元々人・農地プランと言うのは、その集落の農業者がだんだんと少なくなり担い手がいない状態をそのままにしておくと荒れてしまうので、地域の中で次はどういった方向で農業を継続させていくかというのをちゃんときちんと決めましょうという計画だと思います。」</p>
会長	<p>「人・農地プランとは、全体を含めた物でなければならないと思います。ただ単に場当たりみたいに中山間地のみを対象とした人・農地プランだと思います。そういうことになってしまふのでこれはあくまでもこのプランは変更を加えていくと言う事でお願いしたいということで認めたいと思いますが。いかがでしょうか。将来的には、この辺りの水田が人・農地プランで綺麗に耕作されているようにできればと思います。」</p>
	<p>「〇〇地区は、われわれ老人が動いて、50代の方がいないので後継者不足に悩んでいますが、将来的に集落営農が夢です。」</p>
事務局	<p>「結局、地域の農業をどうするかという話になるかと思いますが、機械組合等とか、これを地区だけで使用するのは効率的ではないし、例えば、〇〇地区の機械組合が〇〇地区に行くとか、〇〇地区までみていくような計画をしなければならないのかなと思います。が、今回出たのは中山間の分であるのですが実際、地域に入って協議もされてはいないのですが、これから中身をもんでいくようにするのが正しいやり方ではないかなと思いますが。」</p> <p>「この8地区以外の〇〇地区などもこれから人・農地を作つて行かなければならぬ地域と思います。〇〇地区等も含めてです。」</p>

委員	「〇〇地区では、中山間地の交付金で草刈り等の管理をしております。荒地にならないよういろんな事を思案中です。ドローンを使用することなど。」
会長	「それでは意見もないようですので、議案第33号 「実質化された人・農地プランの承認に関する意見聴取について」は 特段異議のない事で決定する事で異議ございませんか。」
全委員	「異議なし」
会長	「異議なしと認めます。よって議案第33号 「実質化された人・農地プランの承認に関する意見聴取について」は、特段異議のない事で意見する事で決定します。」
	「以上ですべての議案の審議を終了しました。」
	「そのほか 事務局から報告事項について説明お願いします。」
	「以上をもちまして令和3年3月の農業委員会総会を終了いたします。」
	このあと、農地パトロールを行いますが、工程等の説明をします。
	「以上をもちまして令和3年2月の農業委員会総会を終了いたします。」
	会長
	議事録署名人
	議事録署名人